

資料



1. 諮問書

21宇政推第109号
平成21年8月6日

宇治市総合計画審議会
委員長 川本卓史 様

宇治市長 久保田 勇

宇治市第5次総合計画の策定について（諮問）

宇治市総合計画審議会設置条例第2条の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

記

宇治市第5次総合計画の策定について貴審議会の意見を問う。

2. 答申書

平成23年1月21日

宇治市長 久保田 勇 様

宇治市総合計画審議会
委員長 川本 卓史

宇治市第5次総合計画の策定について（答申）

平成21年8月6日付21宇政推第109号により諮問を受けた、宇治市第5次総合計画の策定について、総合計画審議会で慎重に審議を行った結果、提案された事務局案に一部修正を加えて別冊のとおり答申いたします。

第5次総合計画は、都市像に示す「みどりゆたかな住みたい、住んでよかった都市」と今回新たに目標として設定いたしました「お茶と歴史・文化の香るふるさと宇治」を実現していくための基本的な方向性を示したものであり、宇治市のまちづくりの基礎となる重要な計画です。

急激に変化する社会環境や、法令・制度の改正等による新たな課題に的確に対応していく上で、普遍的な理念である基本構想と併せて、中期計画によって具体的な取組を定めることとした今回の計画策定には、非常に大きな意義があると考えています。

今後、計画に基づいて効果的な取組を推進するとともに、計画の進行管理・見直しを行う場合には審議会での意見や審議経過も十分に反映し、市民参画の下で着実に実現が図られるよう、強く要望いたします。

3. 第5次総合計画策定の主な経過

年度	月	日	事項	内容	
2008 (平成20)	2	16	庁議	第5次総合計画策定方針の決定	
		19	総合計画審議会	正副委員長の選出 第5次総合計画策定について説明	
	25	市議会全員協議会	第5次総合計画策定方針の報告		
2009 (平成21)	3	30	市議会	総合計画審議会設置条例の一部改正条例の議決 委員定数を30名から40名に改正	
			5	11	市議会総務常任委員会
		21	市民公募委員公募（～6月12日） 市民意識調査実施（～6月5日）		
	7	6	市民公募委員選考委員会		
		23	市議会総務常任委員会	総合計画審議会市民公募委員の応募状況報告	
	8	6	総合計画審議会（第1回）	第5次総合計画審議会への諮問 専門部会長の選出	
	10	21	総合計画審議会（第2回）	第5次総合計画策定の考え方、施策体系（案）、 現況と課題（案）の説明 市民意識調査結果、宇治市将来人口推計の報告	
	11	10	市議会全員協議会	第5次総合計画策定の考え方、施策体系（案）、 現況と課題（案）の協議 市民意識調査、宇治市将来人口推計の報告	
			14	健康福祉専門部会（第1回）	現況と課題の審議
		17	市民環境専門部会（第1回）	副部会長選出 現況と課題の審議	
		24	行財政専門部会（第1回）	副部会長選出 現況と課題の審議	
		25	建設都市整備専門部会（第1回）	副部会長選出 現況と課題の審議	
	12	1	教育専門部会（第1回）	副部会長選出 現況と課題の審議	
			13	健康福祉専門部会（第2回）	副部会長選出 現況と課題の審議
20		行財政専門部会（第2回） 市民環境専門部会（第2回）	現況と課題の審議 現況と課題の審議		
2	19	総合計画審議会（第3回）	現況と課題（修正案）の審議 基本構想（案）の説明		
		3	25	建設都市整備専門部会（第2回） 教育専門部会（第2回）	基本構想の審議 基本構想の審議
	30	健康福祉専門部会（第3回）	基本構想の審議		

年度	月	日	事項	内容
2010 (平成22)	4	6	行財政専門部会(第1回)	基本構想の審議
		16	市民環境専門部会(第1回)	基本構想の審議
	7	1	総合計画審議会(第1回)	基本構想(修正案)の審議
	8	27	総合計画審議会(第2回)	中期計画(案)の説明 パブリックコメントの実施概要について
		31	市議会全員協議会	中期計画(案)の協議 パブリックコメントの実施概要について
	9	15	パブリックコメント実施(~10月14日)	
	10	6	市民環境専門部会(第2回)	中期計画の審議
			行財政専門部会(第2回)	中期計画の審議
		7	教育専門部会(第1回)	中期計画の審議
		18	教育専門部会(第2回)	財政見通しの審議 パブリックコメントの報告(概要) 中期計画の審議
			健康福祉専門部会(第1回)	財政見通しの審議 中期計画の審議
			建設都市整備専門部会(第1回)	財政見通しの審議 パブリックコメントの報告(概要) 中期計画の審議
		21	行財政専門部会(第3回)	財政見通しの審議 パブリックコメントの報告(概要) 中期計画の審議
	25		健康福祉専門部会(第2回)	パブリックコメントの報告(概要) 中期計画の審議
	11	2	市民環境専門部会(第3回)	財政見通しの審議 パブリックコメントの報告(概要) 中期計画の審議
	12	11	総合計画審議会(第3回)	中期計画(修正案)審議 パブリックコメントの結果報告
	1	21	総合計画審議会答申	第5次総合計画の答申 審議会を代表して委員長と副委員長より市長へ答申
		31	市議会全員協議会	パブリックコメントの結果報告 審議会答申の協議
	2	9	庁議	第5次総合計画(案)の決定
		24	市議会全員協議会	第5次総合計画(案)の協議
3	30	市議会	議案第13号「宇治市第5次総合計画基本構想の議決を求めるについて」の議決	

4. 宇治市総合計画審議会設置条例

(昭和47年 3月31日条例第 5号)
改正 昭和47年12月27日条例第32号
昭和48年 4月 4日条例第14号
昭和53年 9月29日条例第32号
平成10年 6月29日条例第26号
平成17年 3月31日条例第14号
平成21年 3月31日条例第 6号

(設置)

第1条 本市に地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、市長の附属機関として宇治市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、宇治市総合計画の調整その他実施に関し必要な調査及び審議を行ない、市長に答申する。

(組織)

第3条 審議会は、委員40人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会が推薦する市議会議員
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 関係団体の役職員
- (4) 公募により選出された者

(委員長及び副委員長)

第4条 審議会に委員長及び副委員長をそれぞれ1人置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 審議会は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員)

第7条 市長は、必要があると認めるときは、専門的な調査研究に従事する専門委員を委嘱することができる。

2 前項において、市長は、第3条第2項第2号に規定する学識経験を有する者を専門委員に委嘱することができる。

3 専門委員は、審議会の会議に出席し、意見をのべることができる。

(専門部会)

第8条 委員長が必要と認めるときは、審議会に専門的事項を分掌させるため、専門部会(以下「部会」という。)を置くことができる。

2 部会に部会長を置き、委員長の指名する委員をもつてあてる。

3 部会に属する委員は、委員長が指名する。

(意見の聴取)

第9条 委員長は、審議会において必要があると認められるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明または意見を聞くことができる。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、総合計画担当課において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- この条例は、公布の日から施行する。
- 平成21年4月1日から平成23年2月18日までの間に委嘱される委員の任期に係る第5条第1項の規定の適用については、同項中「2年」とあるのは、「平成23年2月18日まで」とする。

附 則（昭和47年条例第32号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和48年条例第14号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和53年条例第32号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年条例第26号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年条例第14号）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成21年条例第6号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

5. 宇治市総合計画審議会運営規則

（昭和47年 4月14日規則第10号）
改正 昭和48年 5月 4日規則第20号
平成13年 8月24日規則第40号

（目的）

第1条 この規則は、宇治市総合計画審議会設置条例(昭和47年宇治市条例第5号。以下「条例」という。)第11条の規定に基づき、宇治市総合計画審議会(以下「審議会」という。)の運営について必要な事項を定めることを目的とする。

（専門部会の運営）

第2条 条例第8条の規定に基づき設置する専門部会(以下「部会」という。)に部会長および副部会長各1人を置く。

2 副部会長は、部会に属する委員(以下「部会員」という。)の互選により定める。

3 部会長は、部会の事務を掌理し、部会の審議の経過および結果について審議会委員長に報告しなければならない。

4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときはその職務を代行する。

5 部会は、部会長が招集し、部会長が議長となる。

6 審議会委員長及び副委員長は、随時部会の会議に出席し、意見を述べることができる。

7 部会は、部会員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

（参与）

第3条 審議会に参与若干名を置くことができる。

2 参与は、宇治市職員のうちから市長の事務部局にあつては市長が任命し、市長の事務部局以外の部局にあつてはそれぞれの任命権者が市長と協議のうえ任命する。

3 参与は、審議会委員長または部会長の命を受け、会議の運営の補助にあたる。

（委任）

第4条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和48年規則第20号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年規則第40号）

この規則は、公布の日から施行する。

6. 宇治市総合計画審議会委員名簿

	氏名	専門部会	主な役職	適用
市議会議員	池内 光宏	建設都市整備	宇治市議会議員	
	青野 仁志	教育	宇治市議会議員	～平22.12.7
	河上 悦章	教育	宇治市議会議員	平22.12.8～
	高橋 尚男	市民環境	宇治市議会議員	
	西川 博司	行財政	宇治市議会議員	～平21.8.5
	平田 研一	行財政	宇治市議会議員	平21.8.6～
	藤田 稔	教育	宇治市議会議員	
	向野 憲一	健康福祉	宇治市議会議員	
学識経験者	緒方 由紀	健康福祉	佛教大学准教授	健康福祉専門部会長
	川本 卓史	行財政	元京都文教大学教授	委員長
	木村 みさか	健康福祉	京都府立医科大学大学院教授	
	高原 光	市民環境	京都府立大学大学院教授	市民環境専門部会長
	塚口 博司	建設都市整備	立命館大学教授	建設都市整備専門部会長
	西岡 正子	教育	佛教大学教授	教育専門部会長
	牧 紀男	行財政	京都大学防災研究所准教授	行財政専門部会長
	大石 嘉啓	健康福祉	(社)宇治久世医師会会長	
太田 敏子	建設都市整備	宇治市女性の会連絡協議会会長		
安田 冠	建設都市整備	京都府山城広域振興局長	～平22.5.25	
勝見 彰	建設都市整備	京都府山城広域振興局長	平22.5.26～	
上川 純也	建設都市整備	(社)宇治青年会議所専務理事		
木村 光長	教育	(財)宇治市体育協会副会長		
小林 京子	健康福祉	宇治市連合喜老会常務理事		
橋本 久子	教育	宇治市連合育友会副会長	～平21.8.5	
白谷 吉弘	教育	宇治市連合育友会顧問	平21.8.6～	
城島 健治	行財政	宇治市国際親善協会副会長		
堤 武彦	健康福祉	(社福)宇治市社会福祉協議会副会長		
西江 穂積	市民環境	宇治商工会議所 専務理事		
岡 秀和	行財政	南山城地区労働者福祉協議会事務局長	～平22.9.23	
山田 良尚	行財政	南山城地区労働者福祉協議会事務局長	平22.9.24～	
山本 哲治	市民環境	(社)宇治市観光協会会長	副委員長	
吉田 利一	市民環境	京都やましろ農業協同組合理事		
市民公募委員	石崎 利壽	行財政	市民公募委員	平21.8.6～
	桑原 節雄	市民環境	市民公募委員	平21.8.6～
	佐原 勤	市民環境	市民公募委員	平21.8.6～
	澤田 知弘	建設都市整備	市民公募委員	平21.8.6～
	関口 翔平	教育	市民公募委員	平21.8.6～
	中村 亜希子	健康福祉	市民公募委員	平21.8.6～
	榊村 雅文	健康福祉	市民公募委員	平21.8.6～
	山上 義人	行財政	市民公募委員	平21.8.6～
	山中 環緒	教育	市民公募委員	平21.8.6～
吉田 健治	建設都市整備	市民公募委員	平21.8.6～	

7. 宇治市総合計画に関する規則

(平成10年 6月 2日規則第28号)

改正 平成10年12月10日規則第43号
平成11年 4月 1日規則第26号
平成12年 3月31日規則第29号
平成13年 3月30日規則第21号
平成14年 4月 1日規則第25号
平成15年 4月 1日規則第13号
平成16年 4月26日規則第34号
平成17年 4月 1日規則第23号
平成18年 3月31日規則第19号
平成18年 3月31日規則第22号
平成19年 3月30日規則第35号
平成20年 3月31日規則第16号
平成21年 4月 1日規則第34号
平成21年 7月10日規則第45号
平成22年 4月 1日規則第11号

(趣旨)

第1条 この規則は、宇治市総合計画(以下「総合計画」という。)の策定及び実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(総括企画主任会議)

第2条 総合計画に関する調査及び研究並びに総合計画の策定のため、総括企画主任会議を設置する。

- 2 総括企画主任会議は、担当副市長及び総括企画主任をもって構成する。
- 3 総括企画主任は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 総括企画主任会議は、担当副市長が招集し、その議長となる。
- 5 担当副市長に事故があるとき、又は担当副市長が欠けたときは、政策経営部長がその職務を代理する。

(総括企画主任会議の担当事務)

第3条 総括企画主任会議は、次の各号に掲げる事項を担当する。

- (1) 総合計画に関する調査及び研究に関すること。
- (2) 総合計画の策定に係る必要な資料の収集及び整理に関すること。
- (3) 総合計画の素案の策定に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、総合計画に関し必要な事項

(企画主任会議)

第4条 総括企画主任会議の職務を補助し、各課等の意見を総合計画に反映するため、企画主任を関連各課等に置き、企画主任会議を設置する。

- 2 企画主任は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 企画主任会議は、政策経営部長が招集し、その議長となる。

(企画副主任)

第5条 企画主任の職務を補佐するため、企画副主任を置くことができる。

- 2 企画副主任は、企画主任が所属職員のうちから指名する者をもって充てる。
- 3 企画主任は、企画副主任を指名し、又は指名替えをしたときは、その職及び氏名を第8条第2項に規定する事務局長に報告しなければならない。

(意見の聴取等)

第6条 総括企画主任会議の議長は、必要があると認めるときは、企画主任、企画副主任又は関係職員を会議に出席させ、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(総合計画の実施)

第7条 総括企画主任及び企画主任のほかこれらに準ずる職にある者(以下この条において「総括企画主任等」という。)は、総合計画の実施に際して、必要な外部機関及び団体等との連絡調整を行うなど総合計画に定められた事務事業が円滑に行われるようにしなければならない。

- 2 市長は、総合計画に定められた事務事業の進捗よく状況について必要と認められるときは、総括企画主任等に報告させるものとする。

(事務局)

第8条 総括企画主任会議及び企画主任会議の事務局は、総合計画担当課に置き、その所属の職員をもって構成する。

- 2 事務局長は、総合計画担当課長をもって充てる。
- 3 事務局は、総括企画主任会議及び企画主任会議に関する事務を処理する。
- 4 事務局員は、総括企画主任会議及び企画主任会議に出席し、会議に関する資料を提出し、意見を述べることができる。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成10年規則第43号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成11年規則第26号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年規則第29号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年規則第21号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年規則第25号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成15年規則第13号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成16年規則第34号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年規則第23号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成18年規則第19号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年規則第22号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年規則第35号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年規則第16号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年規則第34号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成21年規則第45号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成22年規則第11号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1(第2条関係)

総括企画主任
人事監
市長公室長
政策経営部長
総務部長
市民環境部長
市民環境部理事
健康福祉部長
健康福祉部理事
建設部長
都市整備部長
理事
会計管理者
議会事務局長
教育部長
消防長
水道部長

別表第2(第4条関係)

	企画主任
市長公室	秘書課長 人事課長 職員厚生課長 広報課長 危機管理課長
政策経営部	行政改革課長 財務課長
総務部	総務課長 IT推進課長 管財課長 契約課長 税務室市民税課長 税務室資産税課長 税務室納税課長
市民環境部	文化自治振興課長 国民文化祭推進課長 市民課長 農林茶業課長 産業政策室商工観光課長 産業政策室産業推進課長 人権政策室人権啓発課長 人権政策室男女共同参画課長 環境政策室環境企画課長 環境政策室ごみ減量推進課長 環境政策室事業課長
健康福祉部	地域福祉室地域福祉課長 地域福祉室生活支援課長 地域福祉室障害福祉課長 子育て支援室こども福祉課長 子育て支援室保育課長 健康増進室保健推進課長 健康増進室健康生きがい課長 健康増進室介護保険課長 国保年金室年金医療課長 国保年金室国民健康保険課長
	建設総括室主幹(市長が指名する者に限る。)
建設部	建設総務課長 用地課長 道路建設課長 維持課長 施設建築課長 住宅課長
都市整備部	公園緑地課長 都市計画課長 歴史まちづくり推進課長 開発指導課長 建築指導課長 交通政策課長 下水道室下水道計画課長 下水道室下水道建設課長 下水道室下水道管理課長
	会計室長
	議会事務局次長
	選挙管理委員会事務局長
	監査委員事務局長
	農業委員会事務局長
水道部	水道総務課主幹 営業課長 工務課長 配水課長
教育委員会	教育総務課長 学校教育課長 教育指導課長 小中一貫教育課長 青少年課長 生涯学習課長 生涯学習センター所長 中央図書館長 歴史資料館長 源氏物語ミュージアム館長 善法青少年センター館長 河原青少年センター館長 大久保青少年センター館長
消防本部	消防総務課長 予防課長 市民安全室警防課長 市民安全室指揮指令課長 市民安全室救急課長

8. 用語解説

用語	解説	施策分類
あさぎり市	宇治市植物公園で開催される農産物直売所のこと。野菜、米、加工食品などを販売しています。	2-3-1
アスベスト	石綿のこと。繊維が極めて細かく、比較的軽くて強い性質があります。熱・電気の不導体で、保温・耐火性のある建築材料等として用いられてきましたが、飛散して肺に入ると、肺線維症(じん肺)、肺がん、悪性中皮腫の原因になるといわれ、健康被害が問題となったため、壁等への吹き付けは1975年(昭和50年)に原則禁止され、その後、防音材、断熱材、保温材などの製造等も禁止となりました。また、長期間体内に潜伏して発病することや、過去の建造物の解体時に大量のアスベスト排出が予測されることから、その対応が課題となっています。	1-1-2 1-1-4
育成学級	就労等の理由によって小学校の放課後に保護者が家庭にいない児童を組織的に指導し、安全と心身の健全な育成を図る事業。宇治市では小学1年生～4年生と障害のある6年生までの児童を対象としています。他自治体では「学童保育」「放課後児童クラブ」と呼ぶことが多いです。	3-4 3-4-3
一級河川	「河川法」に定められており、国土保全上または国民経済上特に重要な水系で政令で指定したものに係る河川。国土交通大臣が指定します。	5-4-3
一般高齢者	介護保険制度における地域支援事業の施策対象者区分の一つ。65歳以上で、特定高齢者とならない人をいいます。	3-2-2
イントラネット	intra(内部)とnetworkの合成語。インターネットで用いられる技術を企業等のLANに適用したものの、インターネットでの情報検索と同様の方法で社内の情報検索ができ、低コストで企業内ネットワークが構築できます。	6-1-4
飲料水供給(施設)事業	「水道法」に定められている、飲用水を供給する水道のうち、給水人口が100人以下の水道で水を供給する事業のこと。主に他の水道給水区域と離れているなど、他の水道に接続していないため、その区域のみに水道を供給する必要がある場合に設置されます。	5-4-5
<うー茶ん>連絡会	宇治市内の市民団体からなる組織で、市と連携して健康づくりに関する活動を行っています。2010年(平成22年)現在12団体が参加しています。	3-2-1
宇治市文化財まもり隊	宇治市内の歴史的文化遺産を保護するため、社寺のある町内会や商店街、氏子などの地元住民で構成する住民組織。火災や災害時に消防隊が到着するまでの間、初期消火をはじめ文献や仏像の搬出などを行います。本市から活動に必要な機材を支給し、消防訓練を実施しています。	5-2-3
エイズ(AIDS)	Acquired Immuno-Deficiency Syndrome(後天性免疫不全症候群)の略。HIV(ヒト免疫不全ウイルス)に感染することにより、人間に本来備わっている病原体への体の抵抗力(免疫機能)が正常に働かなくなることによって発症する様々な病気の総称。現在は様々な治療薬によって発症を予防できますが、日本でもHIV感染者・エイズ患者数は増加しており、病気への理解と予防の啓発が重要となっています。また、1980年代にはHIVが含まれた非加熱血液製剤によって、血友病患者の約4割が感染する事件があり、国、製薬会社が適切な対策を取らず感染が拡大したこと、感染者への不当な差別が、大きな社会問題となりました。	2-6-1
衛星都市	大都市の周辺にあって、都市として独自の機能を持ちながら、大都市の機能の一部を分担している都市のこと。	序論II-1
エンパワーメント	社会的な力をつけること。本計画では、女性一人ひとりが自分自身を尊重し、自己決定力や仕事の能力、経済力をつけて意思決定の場に参画するなど、あらゆる場面で社会を変革する力をつけていくことをいいます。	2-7-1
お茶した 覆下栽培	主にてん茶や玉露を作るために用いる方法で、茶葉を摘む20日ほど前から茶園に覆いをして太陽光を遮り、うまみの多い色鮮やかな良質茶を栽培します。被覆には、よしすやわらを使ったほんずと寒冷紗(化学繊維資材)を使います。「お茶した」ともいいます。	2-3 2-3-2
オゾンホール	南極大陸上空のオゾン層に、穴があいたようにオゾン濃度が異常に低くなる現象のこと。大気中に放出されるフロンとの関連性が問題とされています。南半球では8～10月頃にオゾン濃度が極小になりますが、1980年代に入ってから極小値が年々低下していくことが注目され、オゾンホールと呼ばれるようになりました。	1-1
温室効果ガス	地球温暖化の原因となる、可視光線は透過するが赤外線を吸収する性質のある気体のこと。二酸化炭素・水蒸気・メタン・窒素酸化物・オゾン・フロンなどがあります。	1、1-1 1-1-1 2-3-3
核家族	家族形態の一つで、親(一組の夫婦または一人親)とその未婚の子、または夫婦のみの家族のこと。普遍的であらゆる家族の基礎的単位となるものです。産業の都市集中で人口が流動し、故郷を離れる人が増えたことで核家族世帯は増加したと考えられます。現在ではさらに一人暮らしの単独世帯が増加傾向にあります。	3-2-2 3-7-1

用語	解説	施策分類
学区福祉委員会	宇治市内の小学校区ごとにつくられた地域福祉推進のための住民組織のこと。宇治市社会福祉協議会の支援で全ての小学校区で組織されており、福祉委員が地域での一人暮らし高齢者の見守りや訪問活動、地元小学校との交流事業をはじめ多彩な活動を行っています。	3-1-1
合併処理浄化槽	トイレの汚水(し尿)と、風呂や台所の汚水(生活雑排水)も処理する、各家庭に取り付ける汚水処理装置のこと。生活排水を浄化して近隣の河川などに放流します。トイレの汚水だけを処理するものは単独処理浄化槽といい、生活雑排水を未処理のまま流すことになるため、2001年(平成13年)の「浄化槽法」改正により新しい設置は禁止されています。	1-1-4
合併任意協議会	市町村合併について任意の話し合いの場として設置される協議会。法定の合併協議会を設置する前に設置することが多くあります。国では、2010年(平成22年)に「市町村の合併の特例に関する法律」が改正され、国・都道府県による合併推進に関する規定が削除されたため、政府主導の市町村合併は終了しています。	6-3-1
伽藍	寺院の建築物、敷地を含む総称。	5-2-3
簡易水道事業	「水道法」で定められている、飲用水を供給する水道のうち、給水人口が100人を越え5,000人以下の水道で水を供給する事業のこと。	5-4 1-1-3 5-4-5
かんきょ 管渠	主に排水を目的に造られる水路のことで、設置方法により、地中に設ける暗渠と上部を覆わない開渠に分類されます。本計画では主に汚水を処理場まで導くための暗渠である下水道の排水施設を指しています。	5-4-6
環境汚染物質	大気・水・土壌・生体の中にある物質のうち、人の生活環境や動植物に悪影響を及ぼすもの。濃度が高くなると影響が出るものが多くあります。環境ホルモンとなって人体に直接影響を及ぼすものもあり、問題となっています。	1-1-2
環境基準	人の健康の保護や生活環境の保全のために維持されることが望ましい基準として、大気、水、土壌、騒音をどの程度に保つことを目標にどう施策を実施していくのかという目標を定めたもの。最低限度ではなく、より積極的に維持されることが望ましいとされており、国では「環境基本法」に基づき環境基準を設定しています。	1-1-2
環境共生住宅	地球温暖化防止等の地球環境保全を促進する観点から、地域の特性に応じ、エネルギー・資源・廃棄物等の面で適切な配慮がなされるとともに、周辺環境と調和し、健康で快適に生活できるよう工夫された住宅及び住環境のこと。	5-4-4
環境ホルモン	内分泌かく乱物質の呼称で、内分泌系に影響を及ぼすことにより、生体の成長や行動に関するホルモンの作用を阻害し、障害や有害な影響を引き起こす外因性の化学物質のこと。	1-1-2
幹線道路、広域幹線道路(網)、補助幹線道路	幹線道路・・・都市部の骨格及び近隣住区の外郭となる道路のこと。 広域幹線道路(網)・・・高規格幹線道路・地域高規格道路(いわゆる高速道路)、直轄国道(国が直接管理している国道)などで構成される道路ネットワークのこと。 補助幹線道路・・・都市部で近隣住区(日常生活を行う一定のまとまりをもった区域)内の骨格を構成する道路のこと。"	1-2-1 2-4-2 5-3-1 5-4-2
機関委任事務制度	地方公共団体の首長等が法令に基いて国等から委任され、執行機関として事務処理する制度。2000年(平成12年)施行の「地方分権一括法」により廃止され、自治事務と法定受託事務に整理されました。	6-3-1
偽装表示	主に生産者・流通業者・販売者が、消費者に対して真の価格より高値で売りつけることを目的として、商品の産地や消費期限などの商品情報を実際の商品情報と異なるものにすりかえて表示すること。特に近年、肉やウナギの産地偽装、菓子の消費期限偽装など、食品分野で様々な偽装が発覚して問題となっています。	2-3-1
行政懇談会	行政機関が地域住民等と行政の運営方針等を討議するために設ける会合のこと。本市では、市内の連合自治会等から開催の要望を受けて、各関係所属長が自治会の役員や代表者と市政に対する地域の展望について意見交換し、市民と相互理解を深める中で課題の解決を図っています。	6-1 6-1-1
京都議定書	1997年(平成9年)に京都で開かれた「第3回気候変動枠組条約締約国会議(地球温暖化防止京都会議)」で議決した議定書のこと。地球温暖化の原因となる温室効果ガスについて先進国の削減率を1990年(平成2年)を基準として各国別に定め、約束期間内に目標値を達成することを決めました。	1-1-1 1-1-2
京都地方税機構	賦課徴収業務の一部を共同で実施するために、京都府と府内25市町村(京都市を除く)で設立した広域連合。納税者の社会生活・経済活動が広域化、多様化する中で、納税者の利便性向上を図りながら、より効果的、効率的に公平・公正な税務行政を実施するため、2010年(平成22年)1月から業務を行っています。	6-3-4

用語	解説	施策分類
京都デジタル疎水ネットワーク	情報化の急速な進展に対応するため、京都府が整備した高速・大容量の光ファイバーネットワーク。「新・京都デジタル疎水ネットワーク」では、回線速度の向上や、回線の二重化を実施し、ネットワークの信頼性の向上を図っています。	6-1-4
京都府後期高齢者医療広域連合	2008年(平成20年)4月から、75歳以上の高齢者又は65歳以上で一定の障害のある高齢者を被保険者とする新たな長寿医療制度(後期高齢者医療制度)が創設されたことに伴い、京都市内の全ての市町村が加入する広域連合。	3-7-1
局地的豪雨(ゲリラ豪雨)	集中豪雨とほぼ同義で使われている言葉で、大気の状態不安定等により突発的に起こる予測困難で局地的な大雨のことを指す場合が多い。短時間に集中的に降るのが特徴で、洪水、浸水、土砂崩れなどの水害を招きやすくなります。	5-4 1-2-1 5-4-3
玉露	覆いをした茶園で20日ほど太陽光を遮って育てた新芽を蒸して揉みながら乾燥させて作る最高級のお茶のこと。ふくよかな覆い香とまろやかな旨みがあります。	序論 II-5 2-3-2
クリーンエネルギー	電気や熱に変えても、二酸化炭素や窒素酸化物などの有害物質を排出しない、又は排出が相対的に少ないエネルギーのこと。太陽、水力、風力、地熱、潮汐などの自然エネルギーなど、比較的短期間・自発的・定期的に再生される自然現象に由来し、長期間枯渇しません。枯渇性燃料の有限性への対策、地球温暖化の緩和など、新たな利点があるエネルギー源として、利用の活発化や研究開発が進んでいます。	5-4-5
グループホーム	病気や障害などで生活に困難を抱えた人達が、専門スタッフ等の援助を受けながら、小人数、地域社会の中に溶け込み、一般の住宅で生活する社会的介護の形態のこと。介護保険制度では、地域密着型サービス事業に位置付けられる認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護のことを指します。また、障害福祉制度では、障害福祉サービス事業に位置付けられる共同生活介護のことを指し、類似の障害福祉サービス事業で障害程度がより重度の人が利用する共同生活介護は、ケアホームといえます。	5-4-4
経営耕地	農家が経営している耕地(田、樹園地、畑)のこと。自ら所有し耕作している耕地(自作地)と借りて耕作している耕地(借入耕地)があります。農林業センサスでは、農業経営体(農産物の生産を行うか又は委託を受けて農業作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭数が一定の基準に該当する事業を行う者)が経営している耕地のことをいいます。	序論 II-5
景観行政団体	「景観法」に基づいて景観行政を行う、都道府県、政令指定都市(人口50万人以上)、中核市(人口30万人以上)や、都道府県知事の同意を得た市町村のこと。景観計画を定めることができます。	5-2-2
景観重要建造物	「景観法」に基づく、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要な建造物。除去や外観の変更などによって地域全体の良好な景観が大きく損なわれないようにするため、景観行政団体の長が指定します。	5-2-2
経常収支比率	市町村税や普通交付税など地方公共団体が自由に使える財源のうち、人件費や福祉にかかる扶助費、借金返済に充てる公債費など義務的経費が占める割合のこと。地方公共団体が独自の施策のために自由に使える余裕がどれだけあるかを示し、目安として70~80%が「適正」、90%以上は「硬直化している」とされます。	序論 II-4 財政見直し
権限移譲	国が担っている権限・事務を地方に移し、移譲先で権限・事務処理を行うことができるようにすること。これにより地方の自己決定の度合いが高まり、地域住民の意向を反映した主体的な意思決定や地域の特色を活かした行政の展開が可能になるとされています。2000年(平成12年)に「地方分権一括法」が施行され、都道府県からも市町村へ権限移譲が行われるようになりました。	6-3 6-3-1
健康	世界保健機関(WHO)の定義は「身体的・精神的・社会的にwell-being(良好、うまくいっている)」な状態のこととされています。本計画では、単に病気や障害などが無いということだけではなく、今の自分の心身の機能を十分に果たせること、その状態に近づけていくことが重要と考えています。	3
源氏ろまん事業	紫式部文学賞・紫式部市民文化賞を中核としながら、地域文化の向上、観光の振興、ふるさと意識の醸成などを目的として、本市の総合的なまちづくり施策を展開する事業のこと。源氏物語セミナー、宇治田楽まつり、宇治十帖スタンプラリーなどを開催しています。	2-2-1
建築確認	「建築基準法」に基づき、建築主が建物を建築する場合に、その計画の内容が建築基準法や建築基準関係規定に適合しているかどうかを、着工前に特定行政庁の建築主事又は指定確認検査機関に申請して受ける必要がある審査・確認のこと。	5-4-1
建ぺい率	「建築基準法」に定められており、建築物の建築面積の敷地面積に対する割合のこと。都市計画を定めている区域では、その区域内の用途地域ごとに、建築できる建物の建ぺい率の上限が定められています。	5-4-1
公益法人	2006年(平成18年)に制定された公益法人改革3法に基づき、公益性を認定された法人。これにより税制の優遇を受ける公益社団・財団法人(新公益法人)と、一般社団・財団法人(一般法人)に分類されました。	6-3-2

用語	解説	施策分類
後期高齢者医療制度	高齢社会の進展に伴う医療費の増大が見込まれる中で、高齢者と若年世代の負担の明確化等を図る観点から、75歳以上の高齢者等を対象として2008年(平成20年)4月に施行された制度。75歳以上になると、現在加入している国民健康保険やその他健康保険から独立した保険に加入し、徴収方法は年金からの天引きが基本となっています。また、一つの病名によって1ヶ月の医療費が決められる「包括制」や、診療報酬なども新たに設けられました。現在、廃止と新制度のあり方について検討されています。	3-7-1 3-7-2
合計特殊出生率	人口統計上の指数で、1人の女性が一生に産む子どもの数を示したものの。日本の人口を変わず維持するための合計特殊出生率は、2009年(平成21年)で2.07とされていますが、出生率は1.37と下回っています。	序論 II-3 3-4-1
耕作放棄地	以前耕作していた土地で、過去1年以上作物を作付け(栽培)せず、この数年の間に再び作付け(栽培)するはっきりした意思のない土地のこと。	2-3-1
高度経済成長期	飛躍的に経済規模が継続して拡大する時期のこと。特に、1955年(昭和30年)～1973年(昭和48年)の時期の日本経済をいいます。	序論 II-1、II-3、 II-4、6
高度地区	「都市計画法」によって建築物の高さの最高限度または最低限度が定められている地区のこと。用途地域内で市街地の居住環境を維持したり、より高度な土地利用を促す。具体的内容については、市町村が決定します。	5-4-1
国際人権規約	1966年(昭和41年)の国連総会において、世界人権宣言に定められた権利に法的な拘束力を持たせるために採択された国際規約のこと。「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(A規約)」と「市民的及び政治的権利に関する国際規約(B規約)」があります。	2-6-1
国際連合(国連)	第二次世界大戦後、平和と安全の維持、各国間の友好関係の促進、経済上・社会上・文化上・人道上の問題について、国際協力を達成するために設立された諸国家の組織のこと。1945年(昭和20年)に成立し、前身の国際連盟の精神を受け継ぎ強化しました。日本は1956年(昭和31年)に加盟しています。	1-1-1 2-6-1
子育てひろば	乳幼児期の子育て家庭のための交流や情報交換の場。核家族化の進行や、地域力の低下、保護者の就労状況の変化などに対応するため設置されました。本市では2010年(平成22年)4月現在、地域子育て支援拠点の7カ所に設置するとともに、地域住民が運営する地域子育てひろば3カ所及び京都文教大学と地域住民が運営するひろば1カ所に運営費等の補助を行っています。	3-4-1
コミュニティFM放送	地域の特色を活かし、地域住民が参加する番組や急を要する情報の提供など、地域情報を発信して地域振興や福祉増進を図るために、1992年(平成4年)に国で制度化された超短波(FM)放送のこと。本市では、災害時の市民の情報源や、地域のコミュニティ作りの推進役として、1995年(平成7年)にエフエム宇治放送が開局し、市政の広報手段の一つとして重要な役割を担っています。	6-1 6-1-2 6-1-3
コミュニティビジネス	地域の課題を地域住民が主体的に、ビジネスの手法を用いて解決する取組のこと。地域資源を活かしながら、地域の人材やノウハウ、施設、資金を活用することにより、地域における新たな創業や雇用の創出、働きがい、生きがいを生み出し、地域コミュニティの活性化に寄与すると期待されています。	2-4-1
コンテンツ	中身、内容のこと。本計画では、コンピュータやインターネットなどにおいて提供される、映像、画像、音楽、文章などの情報のことを指しています。	4-2-1
財団法人	個人や企業、地方公共団体などから拠出された財産(基本財産)によって設立された法人。2008年(平成20年)12月から改正法が施行され、5年以内に一般財団法人が公益財団法人を選択することとなりました。	1-1-4 4-2-2
産学官(産官学)	産業(民間企業、NPO等)、学校(大学等の教育・研究機関)、官公庁(国・地方自治体)の三者のこと。「産」の研究開発は経済活動に直接結びつき、「学」は、教育と学術研究、社会貢献のため、人材の養成・確保、新しい知の創造と知的資産の継承などの役割を担い、「官(公)」は、政策達成のため研究開発をしながら技術開発・技術指導を行うとともに、国・地方公共団体での研究開発基盤形成や制度改善の役割を担っています。	2-4-2
支援費制度	身体・知的障害者(児)が、市町村からの情報提供や相談支援をもとに選択したサービスについて支援費の支給を受け、事業者と契約してサービスを利用できる制度。行政がサービス内容を決定する措置制度より移行し、2003年(平成15年)4月に施行されましたが、2006年(平成18年)4月に障害者自立支援法による制度へ移行したため、廃止されました。	3-5
市街化区域	都市計画区域内ですでに市街地を形成している区域(既成市街地)と、優先的、計画的に市街化を図るべきとされた地域のこと。区域内では用途地域が定められ、良好な都市環境の形成のため、道路・公園・下水道などのインフラを重点的に整備する計画が策定できます。また、一定規模の開発行為には許可が必要となります。	基本構想 I-3 5-4-1
市街化調整区域	都市計画区域内のうち、市街化を抑制する地域に指定されている地域のこと。原則として開発や住宅建設は禁じられます。	5-4-1

用語	解説	施策分類
事故米	残留農薬の検出やカビの発生などで食用に適さなくなったコメのこと。その多くが輸入米で、農林水産省が工業用途に限って販売していましたが、近年、民間業者が食用と偽って出荷した事故米が全国で流通していた事件が発覚し、問題となりました。	2-3-1
次世代(型)自動車	ハイブリッド自動車(HV)や電気自動車(EV)、燃料電池自動車、クリーンディーゼル車、天然ガス自動車(CNG)などのエネルギー効率が良い自動車のこと。国の「次世代自動車戦略2010」では、日本を次世代自動車開発・生産拠点とすることを旨とし、地球環境への貢献と産業発展の両面からの施策展開を掲げています。	1-1-1
シックハウス症候群	新築の住居などで起こる体調不良のことで、倦怠感・めまい・頭痛・湿疹・のどの痛み・呼吸器疾患などの症状が現れます。主として住宅室内の接着剤、有機溶剤、カビ、微生物などによる空気汚染が原因となることが多くなっています。	5-4-4
指定管理者制度	地方公共団体や公共的団体に限定していた公の施設の管理を、株式会社や民間業者などの団体にも行わせることができる制度。2003年(平成15年)に「地方自治法」の一部改正によって導入されました。	6-3-2
社会福祉協議会	「社会福祉法」に基づく社会福祉法人の一つで、全ての都道府県・市町村に設置され、地域住民や社会福祉関係者の参加・協力により、地域福祉推進の中核としての役割を担って様々な活動を行っている非営利の民間組織のこと。	3-1-1 3-6-1
社会福祉法人	社会福祉法における社会福祉事業を行うことを目的として設立された法人。民法による公益法人の不備を補正するものとして特別に創設された公益性の高い法人で、入所施設など第1種社会福祉事業を実施できます。	3-1-1 3-4-3
社団法人	一定の目的のために結合した人の集合体(社団)を基礎として作られる法人。2008年(平成20年)12月から改正法が施行され、5年以内に一般社団法人が公益社団法人を選択することとなりました。	2-4-3 3-3-1
住宅用火災警報器	警報器の一種で、火災により発生する煙や熱を感知して音声やブザー音を出して火災の発生を知らせる機器のこと。2006年(平成18年)に「消防法」及び「宇治市火災予防条例」が改正され、全ての住宅の寝室、階段、台所に設置が義務付けられました。	1-2-2
住民記録システム	市町村が導入している住民票の管理や発行等の処理を行うシステムのこと。住民基本台帳システム、また略して住記システム、住基システムと呼ばれることもあります。住民記録システムを根幹として、税システム、国民健康保険システム、選挙システムなど、住民サービスにまつわる様々なシステムが構築されています。また、全国の住民基本台帳をネットワーク化した住民基本台帳ネットワークシステムとも通信できます。	6-3-3
重要文化的景観	2004年(平成16年)の文化財保護法で新たに設けられた文化財の種類のこと。「地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの」を文化的景観といいます。この中で特に重要なものが重要文化的景観として選定されています。	序論 II-1、 基本構想 I-4、 2、5、5-2、2-4-3、 5-2-1、5-2-2
受益者負担	市場経済において、利益を受けるもの(受益者)が、サービスの対価として支払う金銭負担のこと。公共サービスの提供等においても、特定の者が受けるその利益に見合った経費を負担することがあります。市役所など行政が受益者に負担を求める場合は、金額を行政が決定するため、租税と同様に法的な根拠が必要とされます。	5-4-6
手話・点訳・要約筆記奉仕員	手話奉仕員…聴覚障害者や音声・言語機能障害者の日常生活上の初歩的なコミュニケーションを支援する者。公的機関の広報活動や文化活動などに協力します。 点訳奉仕員…点字作成によって相談文書や回答文書の翻訳、広報活動、文化活動などに協力し、点字図書を増冊や普及に務める者。 要約筆記奉仕員…難聴や聴覚障害のある人で手話の分からない人のために要約筆記を行いコミュニケーションや広報活動に協力する通訳者。"	3-5-1
循環型社会	環境への負荷を減らすため、自然界から採取する資源をできるだけ少なくし、それを有効に使うことによって、廃棄されるものを最小限におさえる社会のこと。従来の「大量生産・大量消費・大量廃棄型社会」に代わり、今後目指すべき社会とされています。国は2000年(平成12年)に「循環型社会形成推進基本法」で基本的な方向性を定め、3Rを実践的な行動指針としました。	1-1-5 2-4-2
しゅうせつ 浚渫	水底の土砂や岩石をさらうこと。河川・排水路の流路を拡げ、水深を増して流量を確保するために、堆積した土砂を除去します。	5-4-3
承水溝3号水路	横島地区を南北に流れ、排水幹線に接続する小倉町寺内から横島町目川までの延長2.35kmの水路のこと。	2-3-1
消費者モニター制度	20歳以上の本市在住者に、日常的に市内の小売店等で直接買物するとともに、地域の消費生活リーダー及び行政とのパイプ役として、各研修会・講演会への参加や調査活動に取り組んでもらう制度。	2-5-2

用語	解説	施策分類
消防救急無線	消防本部や消防署等と消防車・救急車間等で消防・救急活動の情報伝達、指揮、連絡等を行なうための無線網のこと。全国・府の共通波は、広域応援時に消防機関相互の通信に利用されます。現在はアナログが主流ですが、「電波法関係審査基準」の改正により2016年(平成28年)5月31日までにデジタル移行することと決められています。	1-2-2
消防通信指令システム	119番通報を処理するために消防本部が設置し、災害通報の受付、災害種別や発生地点などの情報確認、出動指令の送受信、事案処理までの業務を行うシステムのこと。様々な機器を用いて必要な情報を瞬時に判断し、災害現場の消防活動へ迅速かつ的確な指令を出すことが重要となっています。	1-2-2
除間伐	除伐は、幼齢林の手入れの一つで、不用の樹木を伐り除くこと。また間伐は、立木密度を疎にして、残った木の肥大成長を促すとともに、森林全体を健康にするため林木の一部を伐採すること。二つを併せて「除間伐」と呼びます。	2-3 2-3-3
食育	様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。2005年(平成17年)に制定された「食育基本法」に基づいて、食生活の改善や安全確保のため、自ら「食」のあり方を学ぶ取組が行われており、健康増進はもとより、地域の活性化、食文化の継承・発展、環境と調和した食料の生産、消費の推進、食料自給率の向上などの効果が期待されています。	3-2 2-3-1 3-2-1 4-1-1
白川金色院跡	1102年(康和4年)、白川地区の白山神社辺りに、藤原頼通の娘である四条宮寛子(かんし:後冷泉天皇皇后)によって建立された寺院。文殊菩薩を本尊とし、らでん・金色に輝く御堂が建てられたといわれています。1460年(長祿4年)の火災焼失後に再興され、「白川十六坊」と呼ばれる多くの堂舎が立ち並びましたが、江戸時代に衰退し、明治初期に廃寺となりました。現在、室町時代の窓門や鎮守の白山神社拜殿(重要文化財)をはじめ、仏像、経典などが伝わっています。	5-2-3
シルバー人材センター	高齢者福祉の増進と能力の活用を図るため、定年退職者や高齢者に、臨時的、短期的または軽易な業務の機会を提供したり、講習の実施や無料の職業紹介などを行って就業を援助する社団法人や財団法人のこと。「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」に規定されています。	3-3-1
人権擁護委員	人権侵犯の監視・救済、自由人権思想の普及高揚を使命として法務大臣から委嘱された民間の人たちのこと。約14,000名の委員が全国の市町村で人権侵犯事件の調査や人権相談、人権啓発の活動を行っています。	2-6-1
人口フレーム	フレームとは枠のことをいい、人口フレームとは将来の人口のおおむねの推計値の枠組みのこと。本計画では、将来目標とする人口数として仮定しています。	基本構想 I-3
人材バンク	一般的には、「職業安定法」に規定される民間の職業紹介業のこと。本計画では「宇治市生涯学習人材バンク」のことを指しており、市民の生涯学習活動を支援するため、何かを学びたい個人・グループに、様々な分野の豊富な知識と技術・経験を持った個人講師やグループを紹介する人材情報提供サービスのことです。	4-2-1
人事考課制度	業務を行った際の職員の能力、態度、勤務の実績などを的確に把握、評価し、これを職員の能力開発、指導育成、人事配置、昇任選考などに反映させること。	6-3-5
スクラップ・アンド・ビルド	老朽化したり陳腐化したりして機能的に古くなった設備を廃棄や取り壊して、その後高効率の新鋭設備に置き換えること。近年では、経営そのものや生産システム、情報システム等でも利用されています。古くなった経営体質やシステムを改善するのではなく、全てを一度破壊して再度構築し、現代の経営スタイルに適合させる方法です。	6-3-5
ストック	一般的には、貯めておくことや在、在庫品、手持品、経済諸量の大きさなどの意味がありますが、本計画では、住宅ストックとして既に建設されている住宅のことを指しています。	5-4 5-4-4
成果説明書	「地方自治法」に基づき、市町村長が歳入歳出決算を議会認定に付するにあたって、会計年度において市が実施している様々な施策の成果を説明するもの。決算規模、決算概要、部門別の主要な施策について、その成果の説明を記載しています。	中期計画 I-3 6-3-4
生活習慣病	食生活、運動、休養、喫煙、飲酒などの生活習慣が発症・進行に深く関わる、糖尿病、脳卒中、心臓病、脂質異常症、高血圧、肥満などの病気のことで、日本での死因の3分の2を占めており、国では「21世紀における国民健康づくり運動(健康日本21)」施策によって総合的、効果的な健康づくりを推進しています。	3-2 3-2-1 3-2-2
生産年齢人口	年齢別人口のうち労働力の中核をなす15歳以上65歳未満の人口層のこと。しかし、中学卒業年齢である15歳を生産年齢とするのは実態と異なるため、本計画では参考値として大学卒業年次に置き換えたものも掲載しています。	序論 II-3
製造物責任法	1994年(平成6年)に制定された、商品の欠陥により消費者の人身・財産に被害が生じた場合に、製造者による損害賠償責任を負わせることを定めた法律。Product Liability(製造物責任)を略してPL法とも呼ばれます。	2-5-2

用語	解説	施策分類
制度的無年金者	1959年(昭和34年)の国民年金制度発足時、加入の基本的要件に国籍要件があったことにより制度的に無年金となった者のこと。1982年(昭和57年)に国籍要件は撤廃されましたが、年金制度では遡っての加入を認めていないため、すでに高齢の外国人は年金の支給要件を満たすことができず、年金が受給できません。また、国籍要件撤廃時にすでに障害のあった20歳以上の外国人についても無拠出の障害福祉年金(障害基礎年金に改正移行)の適用から除外されたため年金が受給できません。他にも、任意加入対象者であった期間に国民年金に任意加入していなかったため障害基礎年金を受給できない学生や主婦などの無年金障害者もいます。	3-7-1
世界遺産	1972年(昭和47年)のユネスコ(国際連合教育科学文化機関)総会で採択された「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約(世界遺産条約)」に基づいて、締結国の文化財や自然環境などの中から、世界遺産委員会によって人類が共有すべき顕著で普遍的価値を持つと認定され、世界遺産リストに登録されたものこと。文化遺産・自然遺産・複合遺産の3種類があり、危機にあるものは国際協力の下で保護が図られています。	序論 II-2、 基本構想 I-4、 2-4、2-4-3、 5-2、5-2-1、 5-2-2、5-2-3
世界人権宣言	1948年(昭和23年)の国連総会において、全ての人民と全ての国とが達成すべき共通の基準として採択された基本的人権尊重の原則のこと。宣言には多くの市民的・政治的・経済的・社会的・文化的権利が定められ、世界の人権を守る動きが大きく進んできました。	2-6-1
セキュリティポリシー	企業等の組織における情報セキュリティに関する基本方針、対策基準や具体的な実施手順などのこと。情報の目的外利用、外部からの侵入、機密漏洩などを防止するための方針を定めています。	6-1-4
センサス	人口調査、人口国勢調査、国勢の種々の側面に対して国が行う統計調査のこと。国全体または特定地域を対象として、調査結果を集計、整理、編集して公表しています。	序論 II-5 2-3-1
総合型地域スポーツクラブ	身近な地域でスポーツに親しむことができ、地域住民によって自主的・主体的に運営されるスポーツクラブのこと。文部科学省がモデル事業を行い、全国で運営されています。	4-2-2
第1次産業 第2次産業 第3次産業	第1次産業…自然界に動きかけて生産する産業のこと。農業、林業、漁業、鉱業、牧畜業などを指します。 第2次産業…第1次産業が採取・生産した原材料の加工を中心とする産業のこと。製造業、建設業、電気・ガス業、工業などを指します。 第3次産業…第1次産業にも第2次産業にも分類されない、商品やサービスを分配する産業のこと。商業、運輸通信業、金融保険業、公務、小売業、自由業その他のサービス業などを指します。	序論 II-4
第2期地方分権改革	機関委任事務制度の廃止など、国と地方は対等・協力の関係であるとした第1期地方分権改革を受け、さらなる地方分権の推進を目指して2006年(平成18年)から進められている改革。	6-3-1
ダイオキシン類	有機塩素化合物の一種で、ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン(PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)、コプラナーポリ塩化ビフェニル(Co-PCB)の総称です。多くの種類がありますが、猛毒で自然界では分解しにくく、発がん性や催奇形性が強いものです。ごみの焼却、金属精錬、紙等の塩素漂白、森林火災など、塩素を含む物質の不完全燃焼や薬品類の合成時に発生することが多くあります。国は「ダイオキシン類対策特別措置法」で規制措置を講じています。	1-1-2
待機児童	認可保育所へ児童の入所申請をしても、希望する保育所の施設定員を超過する等の理由で入所できない状態、またはその状態にある児童のこと。待機児童数は都市部に集中する傾向にあります。	3-4 4-1 3-4-2
太閤堤 (宇治川太閤堤跡)	豊臣秀吉が伏見城築城後、宇治川を改修するために築いたと言われている堤防のこと。2007年(平成19年)度実施した「乙方遺跡」の発掘調査やその後の範囲確認調査で、「石張護岸」や「杭止め護岸」が発見されました。護岸形態を変えながら約250m続き、保存状態も良好で、文化財として保存することが可能な貴重な例となっています。	序論 II-2、 基本構想 I-4、 2、5、5-2、5-2-1、 5-2-3
太陽光発電	太陽電池等を使って、太陽光エネルギーを直接的に電力に変換する発電方式のこと。発電時の温室効果ガスの発生量やランニングコストは低いが、導入するための経費は高額であるため、国や一部の地方公共団体が設置費用に対して補助を行っています。	1-1-1
タペストリー	もとは、梳毛紙(そもうし)に金糸・銀糸などを用い、表面に輪糸を織り出した絵画風の織物のことで、プリント・刺繍などで装飾してあり、壁掛・テーブル掛に用います。宇治市植物公園では、草花を用いて表現する立体花壇の「花と水のタペストリー」を設置しています。	5-1-2
団塊の世代	一般的に、日本で1947年(昭和22年)～1949年(昭和24年)のベビーブーム時代に生まれた世代のこと。現在約700万人とされ、他世代に比べて人数が特に多くなっています。	序論 II-3、II-4、 3-3-2、4-2-2
地域子育て支援拠点	国の地域子育て支援拠点事業に沿って、公共施設、保育所、児童館など地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供などを実施する拠点。本市では2010年(平成22年)現在、子育て支援センター(基幹を含む)5ヶ所と、NPO法人が運営する2ヶ所を設置しています。	3-4 3-4-1

用語	解説	施策分類
地域支援事業	2006年(平成18年)4月から実施されている、「介護保険法」における被保険者が要介護・要支援状態となることを予防するとともに、要介護・要支援状態となった場合においても可能な限り地域で自立した日常生活を営むことが出来るよう支援する事業のこと。介護予防事業、包括的支援事業(総合相談など)、任意事業(地域独自のサービス)を行います。	3-2-2 3-3-2
地域包括ケアシステム	行政や関係機関・団体などが連携・協力することにより、日常生活圏域内(おおむね30分以内に駆けつけられる圏域)において、医療、介護、介護予防、生活支援サービスや高齢者が安心して暮らせる住まいが、切れ目なく有機的かつ一体的に提供される体制のこと。	3-3 3-3-2
地域包括支援センター	「介護保険法」で定められた、地域住民の心身の健康の保持・向上、生活の安定、福祉の増進のために必要な援助を総合的、包括的に行う機関。2005年(平成17年)の「介護保険法」改正により設置されました。住民に身近な地域において一体的に包括的支援事業等を実施する役割を担います。	3-3-2
地域防災無線	地方公共団体と防災関連機関との直接の通信を確保することを目的とした無線通信のこと。交通や他の通信手段の途絶した場合に備えて整備されています。	1-2-1
地域密着型サービス	「介護保険法」の改正に伴い2006年(平成18年)度から実施されている介護サービスの体系。要介護者が住み慣れた地域で生活できるよう、市町村の裁量によって、日常生活圏域ごとにその地域特性に合わせたサービスが提供されます。宇治市でも小規模多機能型居宅介護や認知症対応型通所介護(認知症デイ)などを実施しています。	3-3-2
地球温暖化	化石燃料の消費で生ずる二酸化炭素などの温室効果によって、全世界の平均気温が長期的に上昇していく現象のこと。大気や海洋の平均温度が上昇することにより、気候や生態系の変化、海面上昇による海岸線の浸食などの悪影響があります。	1、1-1、2-3、5-3、 1-1-1、1-1-2、 1-1-5、2-3-3、 5-4-4
地区公園・街区公園	「都市公園法」に定められた公園の種類のこと。地方公共団体が設置する都市公園。街区公園は、街区内に居住する者が利用し、0.25haの敷地面積を標準とするもので、地区公園は、徒歩圏域内に居住する者が利用し、4haの敷地面積を標準とするものです。	5-1-2
地産地消	「地域生産・地域消費」の略語で、地域で生産された農産物等をその地域で消費しようとする取組のこと。農林漁業の振興と食料自給率の向上に加え、消費者と生産者の信頼関係の構築による地域ネットワークの促進、環境負荷の低減や教育分野での効果も期待されています。	2-3 2-3-1
地方主権	地方のことはその地域の住民が主体性と責任を持って決める政治のあり方のこと。本市では「地域主権」という言葉ではなく「地方主権」を用いています。	序論 1-1 6-3-1
地方分権	国に事務・権限を集中させる中央集権に対して、地方ごとの特色を活かした個性豊かな地域社会を実現するため、地方公共団体に事務・権限を移譲すること。2006年(平成18年)に「地方分権改革推進法」が成立し、地方公共団体の行政体制の整備及び確立を図ることとされています。	序論 1-1 6、6-3 6-3-1、6-3-4
茶香服	銘柄を秘密にした数種の茶(通常は玉露を2種類、煎茶を3種類)を味わって、銘柄を言い当てるもの。中世に宋から伝わったとされ、貴族や文化人の遊びとして流行し、その後庶民の間にも広まりました。	2-3-2
着水井	水道施設の名称で、浄水場や配水池(浄水場できれいになった水を貯める)で、原水が最初に入る水槽のこと。原水の検査や、塩素・苛性ソーダなどの注入、流量の調整などを行っています。	5-4-5
中小企業低利融資制度	経営の安定と健全な発展を図ることを目的として中小企業者に対し事業資金を低利で融資を行う制度のこと。	2-4-1
超高齢社会	高齢化率(65歳以上の人口が総人口に占める割合)が21%を超えた社会のこと。日本の高齢化率は2010年(平成22年)9月1日現在、約23.1%となっています。なお、7%以上は「高齢化社会」、14%以上は「高齢社会」といいます。	序論 II-3、 3-1-1、3-3-1、 3-3-2、3-5-1
長伐期施業	伐採林齢をおおむね2倍程度の80~100年まで引き伸ばす方法のこと。一般的に人工林では伐採される林齢は40~50年ぐらいですが、長伐期施業では大径材(太い木)が生産されることから、高収入が得られることと、森林の持つ公益的機能が長期にわたり安定的に維持されるという特徴を持っています。	2-3-3
低炭素社会	二酸化炭素の排出が少ない社会のこと。低炭素型社会、脱炭素社会ともいいます。地球温暖化の原因となる温室効果ガスのうち、大きな割合を占める二酸化炭素の排出削減が世界的な課題となっています。	1-1-5 2-4-2
適応指導教室	長期欠席をしている不登校の小・中学生を対象に、本籍校に復帰できることを目標に、心理面のケアを行い、集団生活に適応できる意欲を育てるために教育委員会が運営している教室。スーパーバイザーや臨床心理士も関わりながら指導を行っており、本市では青少年指導センターに設置しています。	4-1-3

用語	解説	施策分類
転作に伴う奨励作物	転作とは米の需給調整を行うとともに、食料自給率向上のために、水田に米以外の作物を作物作付けること。奨励作物とは、宇治のこだわり農業支援事業の中で設定したブロッコリー・みず菜・ねぎ・なす・ほうれんそう・キャベツ・伏見とうがらし・花き・花壇苗の地域奨励作物のこと。食生活の多様化等により、米の生産量が消費量を上回るようになったため、1970年(昭和45年)代以後、米の生産を抑制するための需給調整が進められ、水田農家には米の作付面積の削減が求められました。本計画では、転作田以外で作付けされた分も含む上記奨励作物の農協出荷量の合計を記載しています。	2-3-1
てん茶(碾茶)	玉露と同じように覆いをした茶園で育てた生茶(一番茶)を原料とし、蒸した後揉まずに乾燥させたお茶のこと。「ひきちゃ」ともいい、主に抹茶の原料となります。宇治市の茶生産量の約7割を占め、全国の茶品評会で産地賞を何度も受賞しています。	序論 II-5 2-3-2
陶芸団地	炭山地域の志津川沿いにある、京焼炭山協同組合、協同組合炭山工芸村、協同組合炭山陶芸、炭山陶樹会の4つの陶芸組合が集まっている土地のこと。窯元の見学や、作品の購入などができ、さくらまつりに合わせて炭山陶芸祭を行っています。	2-4-3
同和問題	日本社会の歴史的過程において形成された身分階層構造に基づく差別により、国民の一部の人々が、経済的、社会的、文化的に低位の状態に置かれ、何人にも保障されている市民的権利と自由が完全に保障されてこなかった社会問題のこと。	2-6 2-6-1
特定行政庁	都道府県と建築主事を置く市町村で、建築の確認申請、違反建築物に対する是正命令などの建築行政全般を行う行政機関のこと。「建築基準法」に定められており、京都府内では、京都府、京都市、宇治市が該当します。	5-4-1
特定健康診査	2008年(平成20年)4月から始まり、40~74歳の公的医療保険の加入者が対象となる健康診査。メタボリックシンドロームに着目し、身体計測、血圧測定、理学的検査、検尿、血液検査、脂質検査、血糖検査、肝機能検査などを行います。	3-2-2 3-7-2
特定高齢者	介護保険制度における地域支援事業の施策対象者区分の一つ。65歳以上の高齢者で、現在は自立して暮らしていても、近い将来に「介護保険法」の要支援・要介護認定になる可能性のある人のことをいいます。健康診断等をもとに市町村が選定し、介護予防ケアマネジメントが実施されます。本市では「はつらつ倶楽部」を呼称としています。	3-2-2
特定商取引法	「特定商取引に関する法律」の略で、特定商取引を公正にし、購入者等の利益を保護し、商品等の流通及び役務の提供を適正かつ円滑にし、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする法律。	2-5-2
特定保健指導	特定健康診査の結果から、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が多く期待できる人に対して行う、生活習慣を見直すサポート、指導のこと。リスクの程度に応じて、医師、保健師、管理栄養士が、対象者の生活習慣を見直しながら、減量や運動などの個別の行動目標と行動計画を策定し、保健指導を行います。	3-2-2 3-7-2
都市計画区域	「都市計画法」に基づく規制の対象になる地域のこと。人や物の動き、都市の将来の見通しや、地形などの自然的条件から判断して、総合的に整備、開発及び保全を図る必要がある区域です。同区域内は、市街化区域、市街化調整区域、未線引き区域に分かれます。	5-4-1
都市緑化基金事業	民有地を含む市街地の緑化を推進するため、都市緑化基金を設け実施する施策のこと。市民や企業などからの寄付金と市からの補助金を積み立てて、その運用利息で緑を守り育てる緑化事業を行っています。緑化助成事業等4つの緑化事業と、緑化啓発奨励事業として「花と緑のコンテスト」を実施しています。	5-1-1
トビケラ	トビケラ目の昆虫の総称。水生昆虫で、幼虫の生活する水域は深流やきれいな川に多く発生します。宇治川周辺に4月下旬~8月に発生し、夜間街灯などに大量に群がる習性があるため、駆除する場合があります。	1-1-3
ナラ枯れ	カシノナガキクイムシが媒介するナラ菌により、ミズナラ等の広葉樹が集団的に枯損すること。数多くの樹木が枯れて赤くなるため、枯れている場所が非常に目立ちます。近年、本州の日本海側を中心に大発生し、被害区域は拡大傾向にあります。京都府内でも徐々に南下しており、宇治市では2010年(平成22年)に初めて被害が確認されました。	2-3-3
ニート(NEET)	Not in Education, Employment or Trainingを略した造語で、通学も仕事もしておらず職業訓練も受けていない人々のこと。厚生労働省では「若年無業者(15~34歳の非労働力人口)のうち、家事も通学もしていない者」と定義しています。	4-1-3
日本年金機構	国から委任・委託を受け、公的年金(厚生年金及び国民年金)に係る一連の運営業務を担う、「日本年金機構法」で定められた非公務員型の公法人(特殊法人)。公的年金業務の適正な運営と国民の信頼の確保を図るため、社会保険庁を廃止し、公的年金業務の運営を担う組織として、2010年(平成22年)に発足しました。	3-7-1
ニュースポーツ	日本で20世紀後半以降に新しく考案・紹介されたスポーツのこと。ショートテニス、ファミリーバドミントン、グラウンド・ゴルフ、ゲートボールなど数百種類に及びます。勝敗にこだわらずレクリエーションの一環として気軽に楽しむ身体運動が多いです。	4-2-2

用語	解説	施策分類
ノーマライゼーション	障害者等が地域社会の中で特別視されることがなく、他の人々と同じように生活を営むことが当然だとする考え方。また、それに基づく運動や施策のこと。1960年(昭和35年)代に北政から始まりました。	3-5 3-5-1
パートナーシップ	対等な協力関係のこと。提携。市民、NPO、企業、行政など、立場の異なる人や組織が協働し、課題の解決のために連携することをいいます。	序論 I-1 2-4-3
パイロット校	試験的、先進的な取組を行う学校。	4-1-1 4-1-2
パブリックコメント	行政機関等が基本計画等を策定する際に、趣旨、目的、内容などを広く公表し、それに対する市民等からの意見、情報、専門的知識の提出を受け、計画等の案の決定にはその意見等を考慮し、提出された意見やそれに対する行政の考え方などを公表する一連の手続のこと。	6-1 6-1-1
バブル崩壊	過剰な投機等によって生じる実態経済とかけ離れた相場や景気(バブル経済)が、あぶくが割れるように急激に後退する、又は終わること。社会の経済活動に大きな影響を及ぼします。日本では、1980年代後半(昭和60年代)から1990年代(平成)初頭に土地や株式が急騰し、1990年以降に急落したことを指します。	序論 II-4
バリアフリー	高齢者や障害者が社会生活を営む上で支障がないように、物理的、社会的、制度的、心理的な全ての障壁(バリア)を除去(フリー)するという考え方。	5、4-2、5-3、5-4、 5-3-1、5-4-4
ハンセン病	1873年(明治6年)にノルウェーのハンセン博士が発見した「らい菌」による感染症のことで、現在では治療法が確立され適切な治療により完治します。かつての国の隔離政策に起因した偏見や差別の解消と、患者等の名誉と被害の回復を図るため、「ハンセン問題の解決の促進に関する法律」等が施行されています。	2-6-1
ヒートアイランド現象	都市化に伴うアスファルト舗装、ビルの空調機の排気熱、車の排気熱などによって、都市域の地上気温が周辺より高くなる現象のこと。光化学スモッグや局地的豪雨などの原因の一つとも考えられています。	1-1-1
引きこもり	さまざまな要因によって社会的な参加の範囲が狭まり、就労や就学などの自宅以外での社会生活の場や人間関係が、長期にわたり失われてしまっている状態のこと。具体的には、自分の部屋でほとんどの時間を過ごし、学校や会社には行かない状態に陥っている人をいいます。	4-1-3
病院群輪番制病院運営事業	地域内の病院群が共同連帯して、輪番制方式により休日・夜間等における重症救急患者の診療を受け入れる体制を整備する事業のこと。本市は、山城医療圏(宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、久御山町、井手町、宇治田原町で構成する医療圏)における第二次救急医療体制の整備を図るため、補助を行っています。	3-2-2
ファミリー・サポート・センター	各市町村に設置され、子育て中の親等を会員として、子どもの預かり等の援助を受けたい人(依頼会員)と援助する人(援助会員)との相互扶助の活動を支援する組織。親が仕事や用事がある場合などに、報酬を受け臨時的に子どもを預かります。本市ではゆめりあうじに設置しています。	3-4 3-4-1
不作付け地	農林水産省の統計調査における区分であり、調査日以前1年以上作付け(栽培)しなかったが、今後数年の間に再び耕作する意思のある土地のこと。	2-3-1
普通救命講習	応急手当普及講習の一つで、消防庁通知の「応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱」に基づき、消防本部が実施している講習会のこと。心肺蘇生法や大出血時の止血法、AEDの取扱い等の救命処置を学んだ受講修了者には「救命講習修了証」が交付されます。	1-2-2
ふれあい収集	要介護者や障害者など、収集場所へのごみ出しが困難な世帯に対して、玄関先での戸別ごみ収集や希望者への声かけ(安否確認)を行う、本市のごみ収集福祉サービスのこと。	1-1-4
平和市長会議	1982年(昭和57年)の国連軍縮特別総会において広島市長が提唱した「核兵器廃絶に向けての都市連帯推進計画」に賛同する世界各国の都市で構成された団体。被爆地である広島市、長崎市は、世界に向けて核兵器の非人道性を訴え、核兵器の廃絶を求め続けています。2011年(平成23年)4月現在、世界150カ国・地域の4,680都市が加盟しています。	6-2-2
ベッドタウン	大都市への通勤・通学が多いため昼間人口が少なくなり、夜に帰ってくるまちのこと。大都市の機能の地域的拡大・分化から、その周辺に生じた住宅地が中心の地区、住宅都市をいいます。	5-4
ベビーブーム	日本で出生率が急に高まった時期のこと。特に、第二次大戦後の1947年(昭和22年)～1949年(昭和24年)頃を第一次ベビーブームといいますが、第二次ベビーブームは1971年(昭和46年)～1974年(昭和49年)頃で、この世代は団塊ジュニアと呼ばれます。	3-4-1
ベンチャー企業	新技術や高度な知識を軸に、大企業では実施しにくい創造的・革新的な経営を展開する中小企業のこと。	2-4-2

用語	解説	施策分類
防災備蓄倉庫	災害発生時の地区住民の対応や、平常時の地区防災訓練等への活用のために、小学校等に設置した倉庫のこと。非常食、毛布、簡易トイレ、工具セットなどを備蓄しています。	1-2-1
マスタープラン	基本構想、基本計画のこと。1992年(平成4年)の「都市計画法」改正に伴い、市町村が都市計画の基本方針を定めることが規定され、国から「市町村マスタープランに関する建設省通達」があったため、都市計画については「マスタープラン」と表記する市町村が多くあります。	5-4-1 5-4-4
マツ枯れ マツクイムシ	マツ枯れの大きな原因は「マツ材線虫病」であり、マツノザイセンチュウ(線虫)がマツノマダラカミキリ(カミキリ虫)を媒介に松に侵入・増殖して、松の幹の中の水分を運び管をふさぐことで起こるとされています。実際に松を食べる虫も約10種類ほどいますが、松が枯れる原因となることは少ないため、マツクイムシとは、マツノマダラカミキリのこと、あるいはマツノマダラカミキリとマツノザイセンチュウの共生関係のことを指します。	2-3-3
民生児童委員	民生委員は、「民生委員法」に基づいて厚生労働大臣から委嘱され、社会福祉増進のために住民の立場に立って相談に応じ、地域住民の生活状況の把握、要援助者に対する助言その他の援助を行います。児童委員は、「児童福祉法」に基づいて市町村に置かれ、児童や妊産婦の保護・保健などの相談や援助を行い、児童福祉司等の職務に協力する者で、民生委員が兼ねることとなっています。正式には「民生委員・児童委員」と呼びます。	3-1-1
紫式部文学賞・ 紫式部市民文化賞	本市のふるさと創生事業として、市民のアイデアを募り1991年(平成3年)度から実施している事業のこと。「源氏物語散策の道」の整備や源氏物語ミュージアムの建設などと併せて、源氏物語をテーマにしたまちづくりを進めてきました。文学賞は女性の文学作品を、市民文化賞は宇治市民の文学・研究作品を対象に表彰しています。	2-2 2-2-1
メタボリックシンドローム	内臓脂肪の蓄積を共通の要因とする高血糖・高血圧・脂質異常のうち2つ以上を合併した状態のことで、糖尿病や心血管疾患発症のリスクが高まるとされています。	3-2-1
目標管理制度	組織のマネジメント手法の一つで、個々の担当者が一定期間の業務目標を設定し、目標に向けて自律的に仕事を進め、その達成度合いで評価する制度。上位組織で設定された目標を下位組織(個人)の目標とリンクさせることで、上司と部下のコミュニケーションを活性化させ、達成への意欲的な取組ときめ細かい指導・育成を図ります。	6-3-5
モニター	本計画では、放送・新聞の内容や商品の品質などについて参考意見・批評を提出する者のことをいいます。本市では、市政モニターとして、市政に関する市民の意見・要望・批評を聴取し、行政効果を測定して市政の効率的な運営に役立てる制度を実施しています。	6-1 2-5-2 6-1-1 6-1-3
問題行動	本計画では、小・中学校における児童・生徒の暴力行為、いじめ、窃盗などを指しています。	4-1-3
ユスリカ	揺り蚊。ハエ目ユスリカ科の昆虫の総称。蚊に似ていますが小さく軟弱で吸血せず、夕刻に群れて飛びます。幼虫は「あかむし」「あかぼうふら」で、釣の餌にすることもありますが、人を刺すことはありませんが、春先や秋に成虫が大量発生して蚊柱をつくって飛びため、駆除する場合があります。	1-1-3
容積率	「建築基準法」に定められている、建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合のこと。用途地域と都市計画などの指定によって上限が定められています。	5-4-1
用途地域	住宅地に望ましい環境づくりや、商工業に適した地域づくりなど、地域にふさわしい発展を促すため、「都市計画法」に基づいて定められている地域のこと。地域区分には大きく分けて「住居系」「商業系」「工業系」の3つがあり、その中でさらに細かく分けられ、全部で12種類あります。各区分によって、建てられるものと建てられないもの、その規模の制限が規定されます。	5-4-1
要介護認定者	介護保険制度で、利用者が介護を要する状態であることを公的に認定するもの。認定を受けた被保険者は保険給付を受けることができます。要介護認定(5段階)では介護サービスを、また、日常生活に見守りや支援が必要な状態である要支援認定(2段階)では介護予防サービスを利用できます。	3-3-2
予算概要書	議会へ議案として提出する予算書及び予算説明書の詳細な内訳を説明する資料。	6-3-4
ライフサイクル	一般的には、誕生から死までの、人の一生の過程のこと。また、生物の生活史、世代ごとにくりかえされる発生・成長の過程のこと。本計画では、道路、住宅、公園などの建築物が造られてから廃止に至るまでの全ての過程のことを指しています。	5-1-2 5-4-2 5-4-6
ライフサイクルコスト	製品や構造物などの費用について、企画・設計から材料調達、製造・建設、使用・運用、修繕・保全、解体・廃棄までの段階をトータルして考え、その全期間に要する生涯費用のこと。初期建設費であるイニシャルコストと、光熱水費、保全費、改修・更新費などのランニングコストにより構成されます。	5-4 5-4-2 5-4-6
流出抑制施設	都市化やゲリラ豪雨の影響で、雨水が急激に河川や排水路に流れ込むことによって起こる洪水(都市型洪水)に対応するため、宅地内に降った雨水が一時に集中して直接河川等流れ込むのを防ぎ、河川等への負担を軽減するための施設。主に、雨水を一時的に貯留する貯留施設(調整池や貯留タンク等)と、地中に分散・浸透させる浸透施設(浸透柵・浸透管等)があります。	5-4 5-4-3

用語	解説	施策分類
療育手帳	知的障害者に発行する障害者手帳。1973年(昭和48年)の厚生省(当時)通知「療育手帳制度について」と、同年の通知「療育手帳制度の実施について」に基づき各都道府県知事(政令指定都市の長)が知的障害と判定した者に発行しています。	3-5-1
隣保館	「社会福祉法」に定める隣保事業を行う施設のこと。本市では、同和問題の解決に向け、住民の生活改善や自立を促進するための活動に取り組んできましたが、現在は福祉の向上や人権啓発のための住民交流の拠点として幅広い活用を目指しています。	2-6-1
レセプト	患者が受けた診療について、医療機関が保険者(市町村や健康保険組合等)に請求する医療費の明細書のこと。診療報酬明細書(医科・歯科の場合)、または調剤報酬明細書(薬局における調剤の場合)ともいいます。患者氏名、保険者番号や病名等を記入した部分と診療報酬点数、療養の給付、食事・生活療養の欄で構成されています。	3-7-2
レリーフ	浮き彫り。浮彫細工、浮彫模様。	5-1-2
老人クラブ	1950年(昭和25年)頃から誕生した高齢者の自主組織。地域の高齢者の生きがいと健康づくり、仲間づくりの場となっており、「老人福祉法」や「新ゴールドプラン(高齢者保健福祉推進10か年戦略の見直し)」などに、高齢者の社会参加、生きがいづくりの推進組織として位置付けられています。	3-3-1
ワーク・ライフ・バランス	「仕事と生活の調和」と訳され、やりがいのある仕事と充実した個人生活の両者をうまく調和させ、個人が持っている能力を最大限に発揮しながら多様な生き方を実現できること。	2-7、2-5-1、 2-7-1、4-2-1
ワークショップ	一方向の講義・会議方式ではなく、参加者全員の水平的な関係で経験、意見、情報の共有や討議を行うことによって、集団の相互作用の中で双方向に学び、創造する方法。	6-1-1
DV	Domestic Violence(ドメスティック・バイオレンス)の略。配偶者や恋人など親しい関係における暴力のこと。暴力は身体的なもの、性的なものだけではなく、無視するなどの精神的暴力、生活費を渡さないなどの経済的暴力、友人との付き合いを制限するなどの社会的暴力があります。国では「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)」等が施行されています。	2-7 2-7-1
EU	European Union(欧州連合)の略。「マーストリヒト条約(欧州連合条約)」により設立されたヨーロッパの国家統合体のこと。ヨーロッパの加盟諸国間で、司法、外交、安全保障などでの協力体制や、ユーロの導入による通貨統合などが進められています。	1-1-1
eラーニング	パソコンやコンピュータネットワークなど情報技術を用いて行う学習、学びのこと。CDやDVD、デジタルテレビ、携帯端末などの記録媒体や機器を使用したり、インターネット、電子掲示板などを活用して行います。遠隔地にも教育を提供できる、より自由な学習が進められるなどの特徴があります。	4-2-1
GIS	Geographic Information System(地理情報システム)の略。デジタル化された地理的情報と、位置に関する統計データや属性情報などのデータを、総合的に管理・加工して視覚的に表示し、高度な分析や迅速な判断を可能にするシステム。地理情報の管理や都市計画などに利用されます。国では2007年(平成19年)に「地理空間情報活用推進基本法」が制定されました。	6-1-4
ICT	Information and Communication Technology(情報通信技術)の略。日本では同義としてIT(Information Technology:情報技術)が普及していますが、総務省の「IT政策大綱」が2004年(平成16年)から「ICT政策大綱」に名称変更するなど、ICTが定着しつつあります。	4-1-2 4-2-1
IPCC	Intergovernmental Panel on Climate Change(気候変動に関する政府間パネル)の略。国際連合環境計画と国際連合の専門機関である世界気象機関が1988年(昭和63年)に共同で設立した、地球温暖化の科学的な研究の収集や整理のための政府間機構のこと。対策技術や政策の実現性、効果、被害想定結果などに関する科学的知見の評価を提供しています。数年おきに発行される「評価報告書」は、国際政治及び各国の政策に強い影響を与えています。	1-1-1
ISO 14001	ISOはInternational Organization for Standardization(国際標準化機構)の略でISO 14001は工業製品・部品・使用技術の規格統一を推進するための国際機関が、1996年(平成8年)に発行した、環境マネジメントシステムを構築する際に守らなければならない規格の仕様のこと。組織活動、製品・サービスについて、環境への負荷を改善するための仕組みを継続的に運用することが求められます。	1-1-2
LAN	Local Area Network(構内通信網)の略。主として同一組織内で用いられる情報通信ネットワーク。コンピュータ、通信機器、プリンタなどを接続し、情報をやりとりできます。	4-1-2
LGWAN	Local Government Wide area Network(総合行政ネットワーク)の略。地方公共団体のコンピュータネットワーク(庁内LAN)を相互に接続した行政専用の広域ネットワークのこと。中央省庁の相互接続ネットワークである霞ヶ関WANにも接続されています。情報の共有、コミュニケーションの円滑化、事務の効率化などを促進するため、運営主体を(財)地方自治情報センターとして、2001年(平成13年)より運用が開始されました。	6-1-4

用語	解説	施策分類
NGO	Non-governmental Organization(非政府組織)の略。国家間の協定によらずに民間で設立される非営利の団体で、平和・人権の擁護、環境保護、援助などの分野で活動するもの。NPOとほぼ同義で使われていますが、政府に対して民間であることを強調する場合にはNGO、企業に対して非営利であることを強調する場合はNPOを使うことが多くあります。	6-2-1
NPO	Non-profit Organization(非営利組織)の略。様々な課題に対して、行政・企業とは別に、市民が主体的・自発的に社会的活動に取り組む非営利の民間組織。1998年(平成10年)に、NPOに法人格を与え、活動を支援するための「特定非営利活動促進法(NPO法)」が成立しました。	2-1、2-1-1、 3-4-3、4-2-1
PDCAサイクル	Plan、Do、Check、Actの頭文字をとったもの。計画、実施・実行、点検・評価、処置・改善のサイクルによって継続的な業務改善を行い、管理業務を計画どおりスムーズに進めるための手法のこと。	6-3-4
SNS	Social Networking Serviceの略。社会的ネットワークをインターネット上で構築するサービスのこと。コミュニティ型の会員制サービスを提供するウェブサイト等があり、人と人とのつながりを促進・サポートすることによって、友人・知人のコミュニケーションを円滑にしたり、新たな人間関係を構築する場を提供しています。	6-1-2
VIF (宇治ベンチャー企業育成工場)	Venture Incubation Factory(ベンチャー育成工場)の略。宇治市で、独自性の高い新しい製品の開発や研究、試作に取り組むベンチャー企業を育成するため、産業振興センターに設置した施設のこと。	2-4 2-4-2

宇治市第5次総合計画

平成23年7月

企画・編集：宇治市政策推進課

〒611-8501 京都府宇治市宇治琵琶33番地

TEL (0774) 22-3141(代)